

○三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業の
出納取扱金融機関を定める規程

昭和59年 9月28日

規 程 第 1 号

改正 令和 2年12月25日 規程第2号

（趣旨）

第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき、三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱う金融機関（以下「指定金融機関」という。）を定めるものとする。

（指定金融機関）

第2条 前条の指定金融機関は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業総括出納取扱金融機関
株式会社 第四北越銀行三条支店
- （2） 三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業出納取扱金融機関
三条信用金庫本店

附 則

（施行期日）

この規程は、昭和59年10月1日から実施する。

附 則（令和2年12月25日規程第2号）

（施行期日）

この規程は、令和3年1月1日から実施する。